

虐待かな？と思ったら

高齢者虐待が疑われる状況を発見した場合は、お近くの地域包括支援センターや中野区(高齢者専門相談係)までご相談ください。

虐待の有無などを確認し、必要に応じて高齢者や介護者等への支援を行います。

なお、通報者の情報は守られますので、ご安心ください。

相談したらどうなるの？

発見者からの相談



訪問等による事実確認

関係機関で対応を協議



本人・介護者等への支援
施設・事業者への助言・指導

地域包括支援センター

《開所時間》

月～土曜日 8時30分～17時
(日曜日・祝日・年末年始休み)

《電話番号》

●南中野地域包括支援センター(弥生町5-11-26)
TEL 03(5340)7885

●本町地域包括支援センター(本町5-10-4)
TEL 03(5385)3733

●東中野地域包括支援センター(東中野1-5-1)
TEL 03(3366)3318

●中野地域包括支援センター(中央3-19-1)
TEL 03(3367)7802

●中野北地域包括支援センター(松が丘1-32-10)
TEL 03(5380)6005

●江古田地域包括支援センター(江古田4-31-10)
TEL 03(3387)5550

●鷺宮地域包括支援センター(若宮3-58-10)
TEL 03(3310)2553

●上鷺宮地域包括支援センター(上鷺宮3-17-4)
TEL 03(3577)8123

中野区(高齢者専門相談係)

《開所時間》

月～金曜日 8時30分～17時
(土曜日・日曜日・祝日・年末年始休み)

《電話番号》

TEL 03(3228)8951

《住所》

中野区中野4-11-19 中野区役所 4階

みんなで防ごう 高齢者虐待



中野区

令和7年8月発行



区公式HP



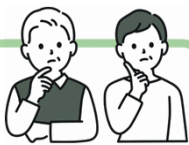
高齢者虐待ってなに？

高齢者虐待とは、高齢者が介護者等からの不当な扱いにより、権利・利益を侵害されたり、生命、健康、生活等が損なわれたりすることです。

高齢化の進行に伴い、高齢者虐待が増加傾向にあるなかで「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(以下「高齢者虐待防止法」)」が制定されました。

高齢者虐待防止法では、右記の5種類を高齢者虐待と定め、高齢者虐待を防止し、高齢者の権利を護るための支援について定めています。

なぜ起こるの？



高齢者虐待が起こる背景には、高齢者の認知症による混乱、介護者のストレス・疲労や社会からの孤立、経済的困窮、ニーズに合わないサービスなど、様々な原因があります。

また、無自覚に高齢者虐待に当たる行為を行ってしまっていることも少なくありません。高齢者だけでなく、養護者(介護者等)も何らかの支援が必要な状態にあると言えます。

✓チェック が一つでも当てはまれば、高齢者虐待に該当する可能性があります。お近くの地域包括支援センターや中野区(高齢者専門相談係)までご相談ください。

身体的虐待



- 平手打ちをする、殴る、蹴る
- 本人に向けて物を投げる
- 医学的判断に基づかない痛みを伴うようなりハビリを強要する
- 身体を拘束し、自分で動くことを制限したり、外から鍵をかけて閉じ込める

✓チェック

- 不自然なあざや傷がある(特に繰り返し同じ場所に)
- 骨折ややけどなどの説明がつかない外傷がある
- 介護者が高齢者に対して、叩くなどの行為をしている
- 高齢者が介護者を怖がっている様子がある

介護・世話の放棄・放任



- 必要な医療や介護サービスを拒否する
- 室内にゴミを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる
- 同居人による高齢者虐待と同様の行為を放置する
- 徘徊や病気の状態を放置する

✓チェック

- 衣服が汚れていたり体が不潔なまま放置されている
- 栄養失調や脱水症状が見られる
- 必要な医療や介護サービスを受けていない
- 高齢者が孤立している

心理的虐待



- 怒鳴る、ののしる、悪口を言う
- 老化現象をからかう
- 侮辱を込めて、子供のように扱う
- 台所や洗濯機などの使用を制限する
- 家族や親族、友人との団らんから排除する

✓チェック

- 無視されたり、暴言を浴びせられている
- 不安・抑うつ・混乱などの精神的変化が見られる
- 他人との接触を制限されている
- 自尊心の低下や無気力な様子がある

性的虐待



- キス、性器への接触、性行為を強要する
- わいせつな映像や写真を見せる
- 排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する
- 人前で排泄行為をさせる、おむつ交換をする

✓チェック

- 性的な言動や行為を強要されている
- 性器周辺の傷や感染症がある
- 性的な話題に対して過剰に怯える

経済的虐待



- 日常生活に必要な金銭を渡さない
- 本人の自宅等を本人に無断で売却する
- 年金や預貯金を無断で使用する
- 必要な医療や介護サービスなどに費用を支払わない

✓チェック

- 年金や財産を勝手に使われている
- 必要な物品(食事・衣類・医療など)が買われていない
- 通帳や印鑑を取り上げられている